

2026 年度

日本社会教育学会 六月集会

要旨集

駒澤大学

2026 年 6 月 6 日（土）・7 日（日）

2026 年度 日本社会教育学会 六月集会 プログラム

2026 年 6 月 6 日 (土) 13:00 ~ 18:15 (受付 12:30 ~)

6 月 7 日 (日) 9:00 ~ 17:10 (受付 8:30 ~)

6 月 6 日 (土)	受付 12:30 ~		13:00 ~ 16:00	16:15 ~ 18:15	18:30 ~
			プロジェクト研究 「DX時代の社会教育・ 生涯学習の課題」	社会教育士 特別 プロジェクト	全国 理事会
6 月 7 日 (日)	受付 8:30 ~	9:00 ~ 12:00	昼食	13:00 ~ 15:00	15:10 ~ 17:10
		プロジェクト研究 「男女平等・ジェンダー 公正をめぐる課題と社 会教育の可能性」		会場校企画 「平和を学び、語 り合える場をど うつくるか？」	ラウンド テーブル ①~⑦

◇会 場 駒澤大学 駒沢キャンパス (3-7ページに地図)

◇受 付 6月6日(土) 12:30~ 3号館(種月館) 2階

6月7日(日) 8:30~ 1号館2階

◇参 加 **事前参加申込みのみ** (当日の参加受付はありません。)
参加費についても事前振込

◇昼 食 日曜日は校内の学食等は開いていないため、各自でご準備ください。

◇各プログラムの要旨掲載ページ

プロジェクト研究「DX時代の社会教育・生涯学習の課題」 ▶9~13ページ

社会教育士特別プロジェクト ▶14~18ページ

プロジェクト研究「男女平等・ジェンダー公正をめぐる課題と社会教育の可能性」

▶19~25ページ

会場校企画「平和を学び、語り合える場をどうつくるか？」 ▶26~30ページ

ラウンドテーブル ▶31~32ページ

※上記表の該当プログラムをクリックすると、要旨の掲載ページに飛ぶことができます。

駒澤大学のご案内

(1) 会場校(駒澤大学駒沢キャンパス)へのアクセス



所在地: 〒154-8525 世田谷区駒沢1-23-1

<電車でのアクセス>

- 東急田園都市線「駒沢大学」駅より徒歩 10 分
- 東急田園都市線「桜新町」駅より徒歩 20 分

<バスでのアクセス>

- 「渋谷」駅(JR 山手線・東急田園都市線等)より
東急バス「渋 82 系統 等々力行き(23 番乗り場)」から
「駒沢」停留所を下車、徒歩 1 分
- 「二子玉川」駅(東急田園都市線)より
東急バス「玉 12 系統 駒沢大学駅行き(1 番乗り場)」から
「駒沢」停留所を下車、徒歩 4 分

□会場（駒澤大学駒沢キャンパス）構内案内図

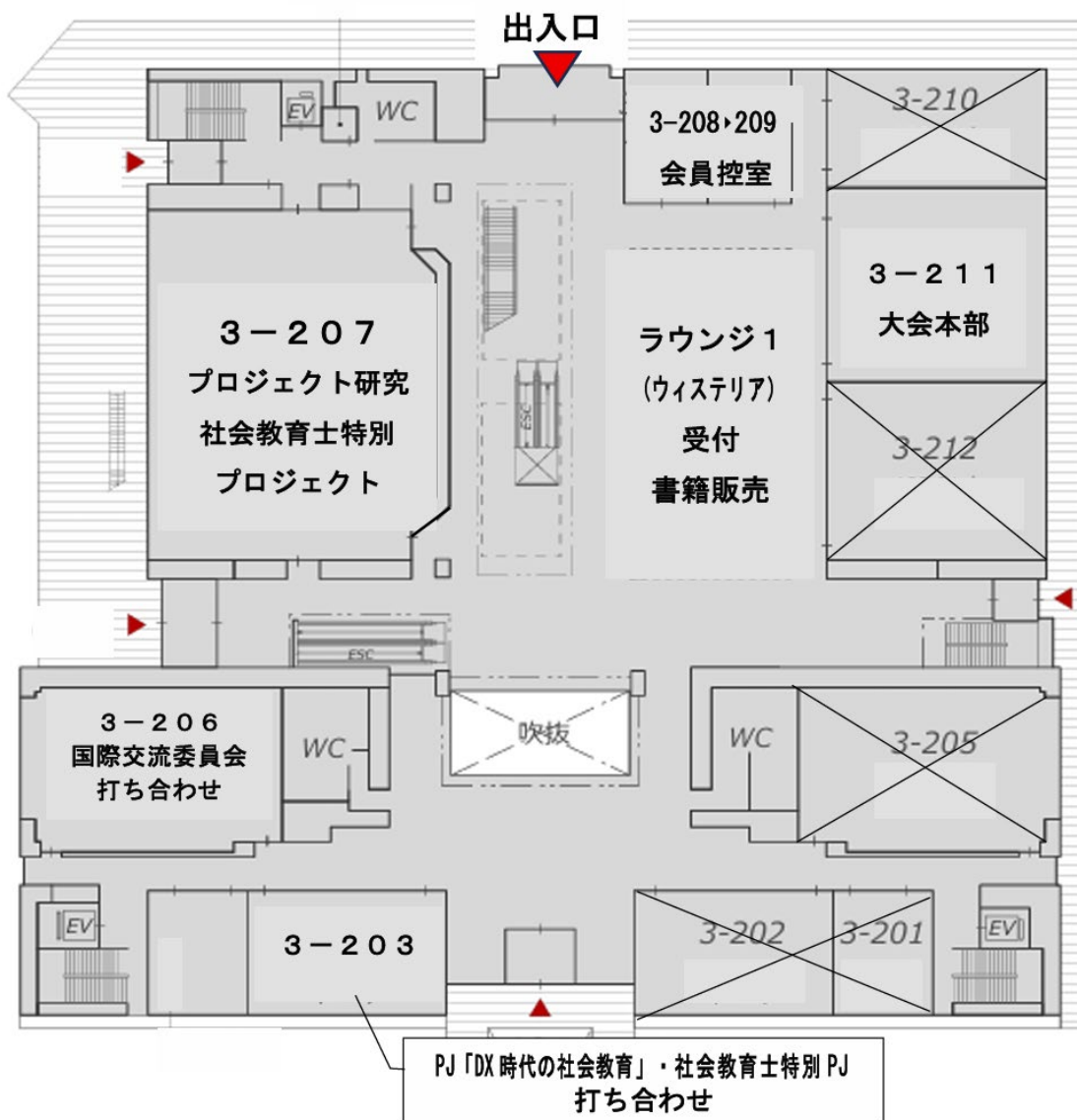


※6月6日(土)の会場(3号館2階)と6月7日(日)の会場(1号館2~4階)との場所が異なります。

※6月7日(日)は構内の大学食堂、コンビニエンスストアは営業していません。昼食をご持参いただくか、学外のコンビニエンスストア、食事処等をご利用ください。

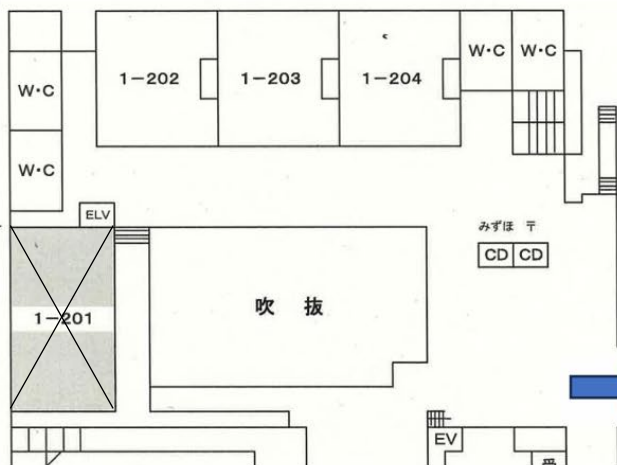
(2) 教室案内

□ 第一日目 (6月6日) 3号館 (種月館) 2階



社会教育士特別プロジェクト事前打ち合わせ 3—203 教場
 プロジェクト研究「DX時代の社会教育・生涯学習の課題」事前打ち合わせ 3—203 教場
 国際交流委員会 3—206 教場
 プロジェクト研究「DX時代の社会教育・生涯学習の課題」 3—207 教場
 社会教育士特別プロジェクト「社会教育士特別プロジェクトのまとめにむけて」3—207 教場
 会員控室 3—208・209 教場
 大会本部 3—211 教場
 受付・書籍販売 ラウンジ1ウイステリア
 全国理事会 3号館1階大学食堂「個室駒膳」

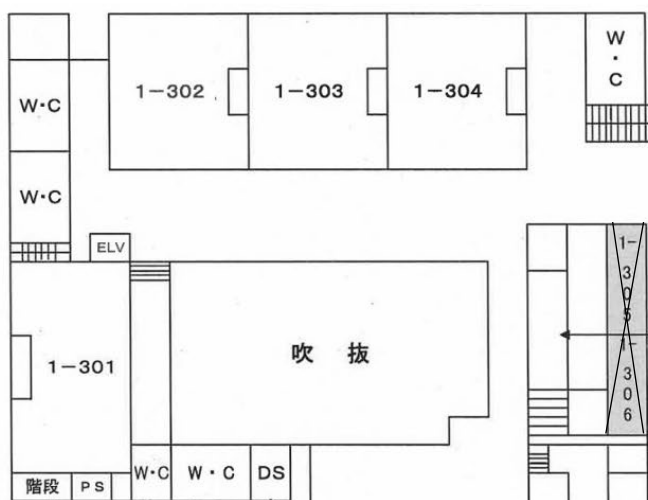
□第二日目（6月7日）1号館2階～4階



2階

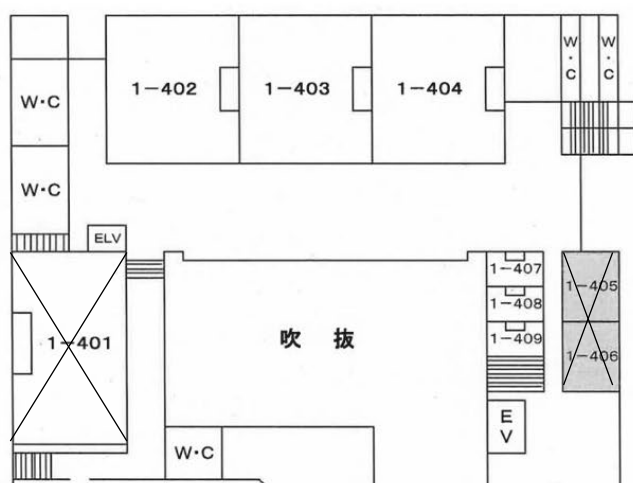
- ・受付 1—204 教場
- ・プロジェクト研究事後打ち合わせ 1—203 教場
「男女平等・ジェンダー公正をめぐる課題と社会教育の可能性」
- ・会場校企画事後打ち合わせ 1-203 教場
「平和を学び、語り合える場をどうつくるか？」

3号館へ



3階

- ・プロジェクト研究 1—301 教場
「男女平等・ジェンダー公正をめぐる課題と社会教育の可能性」
- ・会場校企画 1—301 教場
「平和を学び、語り合える場をどうつくるか？」
- ・会場校企画事前打ち合わせ 1—302 教場
- ・ラウンドテーブル⑦ 1—302 教場
「社会教育士の能力尺度の開発」
- ・大会本部 1—303 教場
- ・会員控室・書籍販売 1—304 教場



4階

- ・ラウンドテーブル① 1—402 教場
「社会教育施設概念の再検討（その3）」
- ・ラウンドテーブル② 1—403 教場
「人口減少社会における『高等教育と生涯学習』再考3」
- ・ラウンドテーブル③ 1—404 教場
「アカデミズムにおける社会教育実践家・研究者への抑圧・排除システム」
- ・ラウンドテーブル④ 1—407 教場
「新自由主義から降りるユースワーク」
- ・ラウンドテーブル⑤ 1—408 教場
「子ども・ユースワークの専門性の構造とは」
- ・ラウンドテーブル⑥ 1—409 教場
「社会教育現場における差別現象と学習」

(3) 会場連絡先

萩原建次郎

世田谷区駒沢 1 - 2 3 - 1

駒澤大学総合教育研究部教職課程部門 萩原研究室

電 話 : 03-3418-9338 (研究室直通)

E-Mail アドレス : hagiwara@komazawa-u.ac.jp

(4) 会場における Wi-Fi 提供について

当日、会場では参加者用の Wi-Fi 提供はありません。

参加者の皆さまへ（注意事項）

I. 研究集会への参加にあたって、以下の本学会倫理宣言を改めてご確認ください。

「日本社会教育学会倫理宣言（抄録）

本学会は、第 59 回研究大会総会において、社会教育の理論・実践の研究を通じて自由・平等・民主主義の実現をめざし人間の幸福と社会の福祉に学術的に貢献することが、学会および学会員の責務であること、それゆえ、真理の追求、人間の尊厳および基本的人権の尊重が、研究をはじめとするすべての学会活動の基盤となること、…（中略）…したがって、不正な研究や差別・ハラスメントの防止に努めることが学会および学会員の倫理的義務であることを改めて確認し、…（中略）…学会および学会員が、研究ならびに学会活動において、以下の原則を遵守することを宣言する。

1. 研究活動に関する倫理と基本原則

研究は、その水準の向上のために、常にオリジナリティと客観性、公正性をめざして、正直、誠実に行われなければならない。…（中略）…会員の成果を建設的かつ正当に取り扱うとともに、真摯な態度で意見を交え、会員の名誉や知的財産権を尊重する。…（後略）

2. 安全かつ公正で対等な関係による学会活動

全ての会員は、安全かつ公正で対等な関係による学会活動に従事する権利を有する。人種、民族、国籍、性、年齢、障がい、身体的特徴、思想、宗教、地位（婚姻上の地位を含む）、その他あらゆる形態の差別は、これを認めない。…（後略）」

II. 研究集会中に、上記の倫理宣言に反する言動があったと思われる場合は、大会本部までお知らせください。研究集会終了後は本学会倫理委員会にお知らせ願います。

以上

【第1日 6月6日（土）】

プロジェクト研究「DX時代の社会教育・生涯学習の課題」----- 13:00～16:00

テーマ 「リテラシーの多元性」と成人の学習を考える

司 会 長岡 智寿子（田園調布学園大学）

坂本 旬（法政大学）

報告Ⅰ 「本プロジェクトの企画の背景について」

長岡 智寿子（田園調布学園大学）

報告Ⅱ 「DXと社会教育・生涯学習の課題について」

坂本 旬（法政大学）

コメンテーターⅠ 大安 喜一（公益財団法人 ユネスコ・アジア文化センター）

コメンテーターⅡ 堀 薫夫（大阪教育大学名誉教授）

企画趣旨 社会の急速なデジタル化は教育や社会開発における主要課題となっている。ユネスコは2000年代以降、デジタル社会の到来を背景に「リテラシーの多元性」を強調し、従来の文字の読み書きに限定されない新たな「リテラシー」の必要性を示してきた。デジタルテクノロジーは多元的リテラシーの基盤であり、教育政策や識字運動にも大きな影響を与えている。特に途上国では安価な端末の普及によりデジタル化が急速に進み、映像を含む情報を読み解くデジタルリテラシーは従来の「識字」概念では捉えきれなくなっている。ユネスコはICTが識字学習の単なる手段ではなく、リテラシー強化そのものであり、SDGs達成にも不可欠と指摘する。また、偽・誤情報が民主主義を脅かす現状を踏まえ、デジタルリテラシー、メディア情報リテラシー、グローバル・シティズンシップの統合を求めている。

今日、デジタルテクノロジーを活用することにより、社会とのつながり、民主主義の下で市民社会への社会参加について学ぶことがより重要性を増してきている。本プロジェクトでは、デジタルテクノロジーを活用して社会の仕組みや環境を変革していくDX（デジタルトランスフォーメーション）時代における社会教育、生涯学習の課題について、多元的リテラシーの観点から成人の学習のあり方を検討する。

キックオフとなる今回の六月集会では、提案者による趣旨説明に加え、これまでの社会教育学会におけるプロジェクト研究の動向についても整理する機会としたい。質疑応答後には、会員の声を広く集めるためのグループワークも実施し、今後3年間の本プロジェクト研究の課題の方向性を多角的に検討する。

プロジェクト研究

『DX 時代の社会教育・生涯学習の課題：「リテラシーの多元性」と成人の学習を考える』

報告 I：本プロジェクトの企画の背景について

長岡 智寿子(田園調布学園大学)

今日、社会のデジタル化は急速に展開しており、多様な側面において社会開発の主要課題となっている。私たちの日常生活を見渡せば、インターネットの普及により、あらゆる諸活動がデジタル化へと急速に移行しはじめ、働き方や生活様式の変化とともに、学校教育をはじめとする教育活動における学びの在り方も急変を迫られている。諸外国においてはデジタルスキルの習得が社会生活を送る上で不可欠であることを全面的に提示し、生涯学習の観点からも推奨する政策がとられている。このような動きは先進国に限ったことではなく、開発途上国においては安価なデジタル端末の普及により、急激に社会のデジタル化が進みつつある。

このような世界的な動向について、どのように捉えることが望ましいのだろうか。特に、開発途上国では基礎教育の機会さえ十分に保障されていない人はなおも一定数、存在している。そのため、社会のデジタル化を急ぐよりも、基礎学習の機会を保障することを優先にすべきではないか、デジタルスキルの習得を求めることは、さらに不利益を強いることにならないだろうか、というような批判もあるだろう。確かに、社会における様々な格差は大きな問題であり、社会のデジタル化により、さらにデジタルディバイドは課題となることが予想される。しかし、世界の動きは様々な格差を前提に、さらに加速している現状にある。

ユネスコは 2000 年代以降、デジタル社会の到来を背景に「リテラシーの多元性(plurality of literacy)」を強調し、従来の文字の読み書きに限定されない新たな「リテラシー」の必要性を示してきた。多元的リテラシーの土台となっているのはデジタルテクノロジーであり、社会のデジタル化は教育政策や識字運動にも大きな影響を与えている。さらに、ユネスコは ICT が識字学習の単なる手段ではなく、リテラシー強化そのものであり、SDGs 達成にも不可欠と指摘する。また、偽・誤情報が民主主義を脅かす現状を踏まえ、デジタルリテラシー、メディア情報リテラシー、グローバル・シティズンシップの統合を求めている(Unesco,2023)。今日、デジタルテクノロジーを活用することにより、社会とのつながり、民主主義の下で市民社会への社会参加について学ぶことがより重要性を増してきている。社会のデジタル化は人々に市民社会への参画を促し、社会を変革する機会と力をもたらすものであることが把握されよう。

このことは、デジタルテクノロジーとリテラシーとの関係を考える際には極めて重要なことである。つまり、デジタル機器の操作方法を理解することは、リテラシーの本質的な意味であるコミュニケーションへとつながり、社会への参加を可能にする。既に、バングラデシュやネパールなどの成人の識字率が低いとされる南アジア諸国では、識字教育や様々な成人教育の活動において、ICT を活用

した多様な学習活動が展開されている。従来型の紙とペンによる Literacy Programme (文字の読み書き学習)にとどまらず、デジタルリテラシーを高めていくことを政策として実施している。偽・誤情報問題もまた発展途上国ではより一層大きな政治的課題となっている。デジタルテクノロジーを活用することにより、社会とのつながり、民主主義の下で市民社会への社会参加について学ぶことが喫緊の課題ではないだろうか。映像を含む情報を読み解くデジタルリテラシーは従来の「リテラシー(識字)」概念では捉えきれなくなっており、換言すれば、その限界を指摘するものとしても受け止められよう。

このような問題意識が本プロジェクトの背景である。しかし、ここで新たにプロジェクト研究を応募することになったもうひとつの経緯についても記しておきたい。それは、日本社会教育学会創立70周年を記念して刊行された『現代社会教育学事典』(日本社会教育学会編、2024年、東洋館出版社)における目次、構成を拝見し、疑問が生じたことである。70周年記念にふさわしく、これまでの社会教育学研究の成果を大きく二部構成に、実践の展開、歴史的経緯、国際的潮流をふまえて、今日の社会教育における課題をコンパクトに整理し、編集されたものである。しかし、デジタルリテラシーに関する章だては見当たらなかった。それぞれの項目の中ではインターネットやテクノロジーの展開に関することは言及されていたが、独立した章はなかったのである。誤解のないように記しておくが、ここで出版部会の会員の方々のご尽力による学会としての成果を批判するわけでは毛頭ない。学会としては未だ真正面から扱われていないテーマならば、新たにプロジェクト研究として提案し、社会教育学、生涯学習をめぐる研究の可能性を探りたいと考えた次第である。

また、新プロジェクト研究として応募した際、「デジタル時代における……」というタイトルで提出した。しかし、採択の連絡とともに、「デジタル時代」がいつの「時代」を指すのか不明であるため、現代のデジタルテクノロジーの急速な発展という社会背景が分かる表現に改められないか」という修正案をいただいた。そこで、デジタルテクノロジーを活用して社会の仕組みや環境を変革していく「DX(デジタルトランスフォーメーション)」という概念を用い、「DX時代における社会教育、生涯学習の課題:「リテラシーの多元性」と成人の学習を考える」とするタイトルに修正した経緯がある。

さて、新プロジェクト研究として採択の後、運営委員には10名の会員が応募され、大変、心強い体制を組むことができた。10名の運営委員の研究テーマや関心の領域はいずれも多岐に渡っている。Eラーニング、ジェンダー、デジタルを活用した実践、ディスレクシアの対応、自主夜間中学、高齢者のオンライン学習、ローカルメディアやローカルジャーナリズム、地域固有の課題とデジタルリテラシーの他、アジア、アフリカ、欧州における成人の学習活動、多文化共生をめぐる今日のDX政策など、非常に幅広く、また、キーワードを拾うだけでも実に豊かである。キックオフとなる六月集会では、提案者によるプロジェクト研究の趣旨説明に加えて運営委員の紹介も行いながら、これまでの日本社会教育学会におけるプロジェクト研究の動向についても整理しつつ、向こう3年間における探究すべき検討課題の見通しを描くことを課題としたい。質疑応答後には、参加者の声を広く集めるためにグループワークも試み、今後3年間の研究課題の方向性を多角的に検討していきたい。

以上

報告Ⅱ：DXと社会教育・生涯学習の課題について

坂本 旬（法政大学）

1. 社会教育 DX の理念：効率化から「市民的エンパワメント」へ

日本の教育 DX は、GIGA スクール構想に代表されるように「学校教育」と「機器の整備（接続性）」に偏重してきた。しかし、本来の DX（デジタルトランスフォーメーション）とは、単なる「電子化」や業務の効率化を指すのではなく、組織文化を変革し、すべての学習者の権利を保障するプロセスである。特に社会教育・生涯学習の文脈における DX は、テクノロジーを管理やリスク回避のツールとして捉える「情報モラル」の枠組みを超え、批判的思考に基づき社会課題を解決する「デジタル・シティズンシップ（DCE）」の視点を中核に据えなければならない。国連やユネスコの国際標準では、デジタル機器は「民主主義のための道具」であり、社会に参加し変革するための「基本的人権」と位置づけられている。社会教育 DX の視点とは、ICT を「学習ツール」から「社会変革のツール」へと進化させ、誰もが主体的に社会へ参画できる基盤を構築することに他ならない。

2. リテラシー概念の転換と包摂的 DX の実現

社会教育における DX の最重要課題の一つは、従来の「読み書き」を中心とした識字概念をアップデートすることである。ユネスコが提唱する「リテラシーの多元性」に基づけば、リテラシーとは画像、記号、デジタル技術を含む連続的なコミュニケーション能力を指す。これは、ディスレクシアや視覚障害を持つ人々、あるいは文字の読み書きに困難を抱える高齢者にとって、デジタル技術が「代替ルート」や「拡張器」となり、従来の識字教育を待たずとも市民社会への参画を可能にすることを意味する。社会教育 DX は、最も脆弱な人々のニーズに対応する「包摂的 DX」であるべきであり、端末操作の習得（ハウツー）ではなく、孤独を防ぎ社会的結びつきを生むデジタル活用を目指すべきである。

3. 公共図書館とメディア情報リテラシー（MIL）

偽情報やアルゴリズムの偏りが民主主義を脅かす「ポスト真実」の時代において、社会教育施設、特に公共図書館の役割は劇的に変化している。図書館は単なる「資料提供の場」から客観的で正確な情報を提供し、偽情報に対抗する「メディア情報リテラシー（MIL）」の拠点へと再定義されている。フィンランドの公共図書館で行われている高齢者向けフェイクニュース対策セミナーや、米国におけるマイノリティの若者を対象としたメディア制作の実践は、図書館がデジタル民主主義社会の「前線基地」であることを示している。MIL はメディアと権力の関係、構造的課題への抵抗を理解するための包括的コンピテンシーであり、デジタル・シティズンシップを支える重要な柱である。すでに、図書館関連学会や団体組織では研究や議論が進められており、今後は社会教育学会との連携が求められる。

4. 今後の議論に向けた 5 つの研究課題

上記の問題意識を踏まえ、本プロジェクトで議論すべき研究課題として以下の5つを提案したい。

研究課題 1: ローカルメディアと社会教育

地方紙・ローカルメディアが DX によりニュースプラットフォームへ移行する過程で、ニュース砂漠化を回避しローカルジャーナリズムの機能を維持する条件を、社会教育・生涯学習との連関から検討する。従来の NIE（教育に新聞を）に代わる「ニュースリテラシー・イン・エデュケーション」を、小中高だけでなく大学・社会教育・生涯学習の場に展開し、ニュースリテラシー／メディア情報リテラシー／デジタル・シティズンシップを統合的に育成する実践モデルを構想する。

研究課題 2: 多角的リテラシーと DX 時代の生涯学習

ユネスコと連携して「リテラシーの多元性」とデジタルテクノロジーの関係を、従来の文字の読み書きを超える多層的・関係的な能力として再理論化し、成人学習の場でいかに形成されるかを検討する。ICT を識字学習の単なる手段ではなく、リテラシースキルそのものを強化する実践として位置づけ、成人基礎教育・職業教育・地域講座・オンライン学習など多様な場での実践形態とその効果・限界を明らかにする。

研究課題 3: 地域間格差とデジタル・インクルージョン

都市部と地方における国内の格差に対し、生涯学習講座・地域人材育成講座の実践を通じて、ICT を介した学びが、地理的制約を越えた参加機会をどのように開きつつ、地域固有の文脈と結びついたリテラシーを生成しているかを明らかにする。デジタル端末操作能力を超え、地域の課題を協働的に再解釈し、自らの語りを編み直すプロセスとしての「関係的・物語的リテラシー」の形成を記述し、DX 時代の多角的リテラシー論に位置づける。

研究課題 4: 途上国・グローバルサウスのデジタルリテラシーと SDGs

開発途上国や地域における成人識字率の低い地域で、紙とペンによる従来型識字プログラムからデジタルリテラシー重視政策への転換が、SDGs 達成や成人教育実践にどう影響しているかを政策・制度・現場実践のレベルで分析する。偽・誤情報が民主主義を侵食する状況に対し、デジタルリテラシー、メディア情報リテラシー、グローバル・シティズンシップを統合する学習プログラムの可能性と課題を、途上国と日本双方の社会教育・市民教育の事例から検討する。

研究課題 5: DX 時代の社会教育・生涯学習における包摂性とケアの倫理

高齢者、識字困難者、障害や多様な認知特性をもつ人びとなど、脆弱化されやすい人々に対して、DX がどのような新たな排除／包摂を生み出しているか、ケアの倫理と学習権保障の観点から検討する。社会教育・生涯学習政策や現場実践において、「誰を、どのような関係性と責任のもとでケアし、学びに参加させるのか」を問い直し、包摂的な学習環境設計と DX ガバナンスの倫理的指針を構想する。

以上

社会教育士特別プロジェクト

「社会教育士特別プロジェクトのまとめにむけて」----- 16:15 ~ 18:15

司 会 李 正連（東京大学）

向井 健（松本大学）

報告 1 「社会教育士の実態 ―社会教育士調査から」

生島 美和（帝京大学）

若園 雄志郎（宇都宮大学）

報告 2 「社会教育士特別プロジェクトのまとめ案」

内田 純一（高知大）

コメンテーター 青山 鉄兵（文教大学）

内田 光俊（岡山市）

開催趣旨 2023年9月に発足した社会教育士特別プロジェクトも、2026年9月の研究大会をもって終結となる。この間、社会教育士をめぐる課題に応じて5つの部会を設け、それぞれ熱心な調査活動をすすめ、大会やジャーナル等でその成果を報告してきた。9月の研究大会においては、ひとつの方向性を持った提言的なまとめを示すことを試みたいと考えている。本6月集会では、その前段としての案を提示し、文部科学省「社会教育主事・社会教育士養成等の改善・充実に関するワーキング・グループ」のまとめ役である青山鉄兵氏と実践者として発信されてきた内田光俊会員を招いてコメントをいただくとともに、会場の参加者からもご意見をいただく機会としたい。また部会による「社会教育士調査」の結果は示唆に富むものであり、合わせてその報告をいただき、まとめに結びつけていきたい。

社会教育士特別プロジェクト

社会教育士の実態 —社会教育士調査から—

生島美和・若園雄志郎（研修・組織化・キャリア部会）

1. 本報告の目的と調査の概要

本報告は、研修・組織化・キャリア部会が2025年4～5月に実施した「社会教育士の称号取得後の職務や活動に関するアンケート調査」（以下、アンケート）の分析と考察を行う。新制度開始から4年（調査時点）が経過し、一定数輩出されてきた社会教育士の称号取得者の実態を明らかにすることを目的とする。

アンケートは、社会教育士の称号取得者（個人）を対象に、称号取得後の活動やキャリア、研修などの実態把握を目的とし、Google フォームを使用して実施した。調査対象者への送付にあたっては、しくみ・計画部会で実施された都道府県教育委員会に対するアンケート調査および本プロジェクト研究メンバーを通じて照会し、全国の36の社会教育士ネットワーク、団体、組織に対し、所属または関与する称号取得者への配信を依頼した。個人を対象とするアンケートであることから、配布に先立ち、東京学芸大学倫理審査委員会による倫理審査を受けた。

各団体にはメールを通じて4月11日に依頼を行い、締切として設定した5月8日までに282票の回答があった（無効票なし）。なお、配布方法の特性上、母数は把握できないため回収率は算出できない。

2. 回答者の概要

以下、有効回答数282について分析・考察を行う。回答者の概要は次の通り。

(1) 回答者の年齢

	実数	%	年代別実数	%
20-29 歳	14	5.0%	(20-30 代)	22.0%
30-39 歳	48	17.0%		
40-49 歳	75	26.6%	75	26.6%
50-59 歳	79	28.0%	79	28.0%
60-69 歳	58	20.6%	(60 代以上)	23.4%
70 歳以上	8	2.8%		
計	282	100%	282	100%

(2) 性別

	実数	%
男性	169	59.9%
女性	109	38.7%
回答しない	4	1.4%
計	282	100%

(3) 職業（10 名以上のもの）

	実数	%
教育委員会の職員	68	24.1%
学校教員	54	19.1%
教育委員会以外の行政職員	41	14.5%
団体職員	22	7.8%
自営業	19	6.7%
民間企業で、社会教育・生涯学習には関わらない業務担当	17	6.0%
民間企業で、社会教育・生涯学習に関わる業務担当	10	3.5%
NP0 法人職員	10	3.5%
その他：学校事務など	10	3.5%

(4) 称号の取得方法

	実数	%
旧課程 + 2 科目講習	46	16.3%
2019 年以前講習 + 2 科目講習	58	20.6%
新課程	20	7.1%
2020 年以降講習	155	55.0%
その他	3	1.0%
計	282	100%

なお、年代別に取得方法を見ると、「新課程」への回答が20・30代のうちの4.8%、40代のうちの6.7%、50代のうちの7.6%、60代以上のうちの9.1%となっている。これらの回答者の職業などを勘案すると、特に

40代以上は「講習」と勘違いしている可能性が高い。したがって、本調査の回答者は、ほぼすべてが社会教育主事講習によって称号を取得しているとふまえることにする。

(5) 所有資格（複数回答、取得者が6名以上のもの）

	実数	%
教員免許	137	48.6%
学芸員	29	10.3%
司書	23	8.2%
保育士	9	3.2%
日本語教員	8	2.8%
社会福祉士	8	2.8%
防災士	7	2.5%
司書教諭	6	2.1%

(6) 現在の職務・活動（複数回答）

	実数	%
社会教育主事として発令されている。	40	14.9%
社会教育関連施設に勤務している。	54	19.1%
ボランティアで社会教育活動に参加している。	111	39.4%
地域学校協働活動推進員の委嘱を受けている。	20	7.1%
社会教育委員など、社会教育・生涯学習に関わる委員の委嘱を受けている。	25	8.9%
職務上、地域連携担当教員や地域づくり、生涯学習支援など社会教育・生涯学習に関わる業務を担当している。	104	36.9%
携わっているものはない/NA	50	17.7%

3. 動機別にみる称号取得者の動向

アンケート調査結果を通じて社会教育士の実態や取得後の様々な期待（ニーズ）について分析するため、以下の分析では、称号の取得動機に着目した。すなわち「社会教育士の称号取得の最も強い動機となったもの」の問いに対する選択肢からの回答をもとに、回答者のグルーピングを行い3つに分類した。

① 【職務グループ】

社会教育主事としての発令が見込まれたり、職務上、社会教育についての専門性を獲得することを目的とする。設問での選択肢のうち「社会教育・生涯学習担当課に配属された」「社会教育関連施設に勤務した」「職務上、地域連携担当教員や地域づくり、生涯学習支援など社会教育・生涯学習に関わる業務を担当した」を選択した回答や、「その他」で「教員で社会教育の必要性を感じた」「既に社会教育を学んでおり、今後に活かしたいと思った」などが書かれた回答が分類されている。

② 【地域グループ】

称号取得の動機として「ボランティアで社会教育活動に参加した」「地域学校協働活動推進員を受けた」「社会教育委員など、社会教育・生涯学習に関わる委員の委嘱を受けた」を選択した回答、および「その他」に「地域団体に関わっている」や「高校での地域探求コーディネーターをやっている」などが記入された回答が含まれる。

③ 【学習グループ】

このグループは、回答数としてはそれほど多くないものの、その他に「将来役に立つと思った」「社会教育に興味・関心があった」「単純に資格としてほしかった」「今後の可能性と必要性を感じたため」などが記されており、上記2グループの特性にはあてはまらない回答によって構成される。社会教育に関する学習機会を得ることや、称号を取得すること自体を目的とする動機を持つ。

4. 「社会教育士」に対する称号取得者の実態分析

当日の報告では、この、称号取得の動機によって分類されたグループの特徴を浮かび上がらせながら、どのような人が社会教育士となっているのか、称号取得後の効果や変化、社会教育士としての活動の展望、また称号取得者が期待するネットワークの特性や研修の内容・あり方などの観点について分析する。そして、こうした現状の称号取得者の実態から、養成課程、講習、組織化／ネットワークや研修などについての検討課題を考察し、まとめに向けての一助としたい。

社会教育士特別プロジェクト

まとめに向けての論点提示

内田純一（社会教育士特別プロジェクト代表／高知大学）

はじめに

本プロジェクトは現在も継続中である。今回の報告は、プロジェクトの統一的な見解というより、プロジェクトにおけるこれまでの報告や論議の中から報告者なりに、まとめの方向性を提示しようとするものである。報告の骨子は、以下の通りである。

1. 特別プロジェクトにおける問題意識
2. 現段階での調査結果から見えてくるもの
3. まとめに向けて共通する論点
4. 大学・学会の役割

1. 特別プロジェクトにおける問題意識

2023年9月に発足した社会教育士特別プロジェクト（以下「特別プロジェクト」）は、2026年9月の研究大会をもって終結となる。この間、社会教育士をめぐる課題に応じて5つの部会（「養成課程部会」「主事講習部会」「しくみ・計画部会」「研修・組織化・キャリア部会」「比較研究部会」）を設け、それぞれに調査研究活動を進めながら、大会や公開学習会、ジャーナル等でその成果を報告してきた。9月の研究大会においては、ひとつの方向性を持ったまとめを示すことを試みたいと考えており、本報告は、その前段として位置づくものである。制度創設から5年間で1万人規模に到達するとされる社会教育士を前提とした新たな社会教育推進体制の構築が政策的にも求められているなかであって、批判的な検証視点も含め、学会としてのまとめを提示していきたい。

周知の通り日本社会教育学会は、設立以来、常に職員論を本質的な重要な研究課題と位置づけてきた。

「特別プロジェクト」がその延長線上にあることは言うまでもないが、とりわけ2000年以降の『成人の学習と生涯学習の組織化』（2004年）、『学び合うコミュニティを培う』（2009年）、『地域を支える人々の学習支援』（2015年）、『社会教育職員養成と研修の新たな展望』（2018年）の蓄積は、「特別プロジェクト」の問題意識を支える重要な基盤となっている。そこでは、一方で社会教育行政や社会教育施設における職員体制の弱体化や変質が懸念されるなか、他

方でその危機を乗り越えるべく、地域を基盤に人々の暮らしを支える対人援助の専門職など、社会教育・生涯学習に関連する多様な職員の存在と実践に着目し、その実践分析の積み重ねを通して、社会教育関係職員に共通する本質的な職務として「学習を組織する」「学習を支援する」という謂わば「学びのオーガナイザー」に着目し、専門的な力量形成研究が続けられてきた。

学会では、2018年2月の「社会教育主事講習等規定の一部を改正する省令」を念頭に、2019年度からは、新たに必修となった科目への対応や留意点、社会教育士をめぐる現状、国際比較などを柱としたプロジェクト研究「社会教育士養成の可能性と課題」

（2019年度～2021年度）が展開され、大学や自治体等からの調査報告や積極的な実践事例を中心に研究が進められた。「特別プロジェクト」は、制度初期段階の研究を引き継ぐ形で、社会教育士養成のその後の状況や活動・活用の在りよう等について調査研究を基本に把握すると共に、前述の通り政策動向にも注視しながら、これまで以上に文部科学省や社会教育職員養成連絡協議会等との接点を密に、「社会教育士」称号を有する人々が地域や職場に増えてくるなか、地域や職場に〈学び合うコミュニティ〉を生み出し、民主主義と自治を醸成する社会基盤としての社会教育の持続的推進体制をどう構築していくかを視野に調査研究を行ってきた。

2. 現段階での調査結果から見えてくるもの

既述の通り、「特別プロジェクト」は現在も継続中であり、また報告者自身が各部会調査の分析に深くコミットしてはいないため、詳細は各部会報告に置くとして、ここでは、まとめの方向性を見定める意味で、調査結果を現在と課題の総体として整理する。

その内容を示すとすれば、おおよそ次のようになる。社会教育人材制度は、社会教育士の取得層の拡大、養成課程の実践化、主事講習の多様化等によりすそ野が拡大しつつある。一方で、称号取得後の役割・配置・研修・キャリア形成、専門性の継承を支

える制度的基盤は弱く、量的拡大を持続的な職能形成へ結びつけることが課題となっている。

〈「研修・組織化・キャリア部会」調査〉

社会教育士は、教育委員会職員や学校教員だけでなく、地域活動者、民間関係者、学び直しを志向する人々など、取得層を広げている。一方で、称号取得後の役割、配置、登用、活躍の場の整備が不十分で、取得者が地域や職場で孤立せず、社会教育の価値と方法を発揮できる仕組みづくりが求められる。

〈「養成課程部会」調査〉

養成課程では、省令改正を契機に、実践的カリキュラムへの移行が進んでいる。一方で、その実質化を支える専門教員の配置、実習の質保証、称号取得後のキャリアパス形成は十分ではない。養成校間の格差や担当教員個々の努力への依存が残されており、組織的な運営体制の確立が急務である。

〈「主事講習部会」調査〉

主事講習は、オンライン化、分割履修、委嘱講習の広がりにより、受講機会が拡大している。しかし、履修形態が柔軟・多様化するほど、社会教育演習の時間や内容、受講者相互の交流、公務や学習権保障の理解をどう担保するかが問われる。地域課題を住民の学習課題へと組み替え、民主主義と自治を支える教育専門職としての質保証が必要である。

〈「しくみ・計画部会」調査〉

都道府県の社会教育主事配置は、教員籍に大きく依存している。学校教育との接続を強める利点を持つ一方、社会教育行政固有の専門性をどう継承・蓄積するかという課題を伴う。市町村への働きかけも、配置促進や受講案内にとどまりがちで、都道府県教育委員会には、市町村、大学、社会教育施設、首長部局をつなぐ中間支援機能の強化が求められる。

〈「比較研究部会」調査〉

韓国では、平生教育士が法制度上の専門職として位置づけられ、養成、資格、配置、研修、職能団体が連動している。フランスでは、アニマトゥールが行政制度だけでなく、市民社会の活動を基盤に職能を形成してきた。これらとの比較から、日本の課題として、身分保障と養成・配置をつなぐ制度設計、職能の可視化・基準化、キャリア形成を支える継続研修・上級認証の整備、職能団体・ネットワークによる専門性と公共性の構築等があげられる。

3. まとめに向けて共通する論点

各部会の調査研究結果から見えてきた総じた状態から共通の論点として以下が提示できる。

①専門的教育職員としての社会教育主事の定位

社会教育主事は、行政内部や関係機関との調整役でなく、社会教育士等の教育実践を本人や学習者と共に、住民の学習権保障、自治、公共的対話等の観点から不断に問い直し、再構成していく専門的教育職員としての「地域全体の学びのオーガナイザー」である。その力量形成は、任用資格取得や一回限りの講習だけでなく、大学・大学院等における現職研修、実践研究、リカレント教育等を通じた実践と省察の長期的な往還経験が不可欠である。

②政策遂行の手段化への懸念

社会教育人材の役割が、政策遂行のための調整役や動員役としてのみ理解されるならば、住民の自由で主体的な学び、対話、相互教育、批判的思考、自治能力の形成は後景に退く。社会教育主事の配置、社会教育士の役割、継続研修、活躍の場が十分に制度化されないまま期待だけが拡大すれば、社会教育人材は、行政課題を効率的に処理する便利な人材として扱われてしまうのではないか。

③学校教育・教職課程と社会教育の立ち位置

学校教育・教職課程との接続は、社会教育を「教育の全体構造において基礎的」に位置づけることが課題である。学校業務の補完にとどめず、子ども、保護者、教職員、住民が共に地域で学び合いながら、「実際生活に即する文化的教養を高め得る環境を醸成する」教育を自治的公共的に創造する社会基盤としての立ち位置を確認したい。

④公民館と社会教育士

指定管理や民間委託、有料化や特定公民館の登場、さらには、地域のプラットフォームとして強化する方向が示されるなど、公民館の再編が進行するなかで、社会教育士がどこまで公民館の職員としても利用者としても公共的学習空間としての公民館を支え構築する専門職となるのかが問われている。

⑤市場化の加速に対する懸念

企業・民間事業者・外部人材との連携は、社会教育の資源を広げる可能性をもつ一方、公的責任が弱いまま進めば、社会教育は学習権保障の制度ではなく、委託事業やサービス提供の場へ変質しかねない。特に社会教育法第 23 条の安易な緩和や、受講料を伴う委嘱講習の拡大は、公民館の公共性や人材養成の非営利性を損なう懸念がある。

4. 大学・学会の役割

9 月研究大会における提案の重要な視点と考えている。紙面の関係で、本要旨集への掲載は省略する。

【第2日 6月7日（日）】



プロジェクト研究「男女平等・ジェンダー公正をめぐる課題と社会教育の可能性」

----- 9:00 ~ 12:00

テーマ 男女平等・ジェンダー公正と社会教育（1）

—地域社会のジェンダー秩序と社会教育研究の再検討

司 会 赤池 紀子（東京未来大学・非常勤）

辻 智子（北海道大学）

問題提起 プロジェクト研究運営委員会

報告Ⅰ 「1960年代の農民学習運動における農村女性へのまなざし」

木下 卓弥（石巻専修大学）

報告Ⅱ 「ポスト高度成長期における団地の子育て運動——板橋区高島平の経験から」

和田 悠（立教大学）

報告Ⅲ 「地方都市における女性の学習をめぐる論点」

島本 優子（徳島市役所）

企画趣旨 プロジェクト研究最終年度となる3年目（2026年度）は、これまでの議論を踏まえ、社会教育実践を切り拓く展望を探ることを課題とする。そのために、まず六月集会では、これまでの蓄積と現代的な状況を踏まえて地域社会におけるジェンダー秩序と社会教育実践、そして社会教育研究との関係を検討し、秋の研究大会へつなげる。そもそも「地域社会」自体が自明ではなく、人の移動や生活圏の広がりとともに「暮らしの場」も様にはとらえ難い。そこで、やや類型的ではあるが、いったん、農村／都市／地方と措定し、それぞれの場に身をおく生身の人間の視点から、見えたもの、書かれたもの、経験されたものなどを、読み直し、突きあわせる。

報告Ⅰは、1960年代の農民学習運動の記録を再読し、そこに存在しながら目を留めてこなかった記述への着目から農村社会のジェンダー秩序と社会教育研究を検討する。

報告Ⅱは、ポスト高度成長期以降の都市の地域社会の変容と市民運動の展開を社会教育研究とジェンダーの視点から再考しつつ現在状況から今後を展望する。

報告Ⅲは、「地方」自治体と社会教育の実情を押さえながら女性の学習をめぐる論点を整理し、そこから報告Ⅰ及びⅡとの関係を探る。

以上の報告をもとに全体で議論を行い上記の課題に迫る。

男女平等・ジェンダー公正をめぐる課題と社会教育の可能性

報告Ⅰ「1960年代の農民学習運動における農村女性へのまなざし」

木下 卓弥（石巻専修大学）

1. 本報告の課題

本報告の目的は、1960年代の農民学習運動において、農村青年が農村女性の姿や声をどのように捉えていたのかを明らかにすることである。従来、農民学習運動は農業近代化に対抗する農民の自己教育活動として理解されてきた。とりわけ信濃生産大学を中心とする1960年代の運動は、農業政策と農民経営の矛盾が先鋭化するなかで、農業経営権を持つ農村男性が自らの営農と生活を基盤に政策を批判的・科学的に再検討する実践として評価されてきた。しかし、この理解は、農村男性＝「生産・経営」、農村女性＝「家庭・生活」というジェンダー秩序を前提としており、女性の姿や声は「不在」として扱われてきた。

こうした評価は、農民学習運動を「農村男性の主体形成史」として描く傾向を強め、女性の経験や生活領域での実践が見えにくい構造を生み出してきた。では、当時の農民学習運動の担い手であった農村青年にとって、女性の存在は本当に不可視だったのか。本報告は、青年が書き手・読み手の中心を占めた農業農民問題研究会（農民研）の機関誌『農近協情報』『農民研情報』に注目し、青年が自らの生活・経営・運動を語る媒体において、女性がどのように捉えられ、どのような役割として描かれていたのかを明らかにすることを試みる。

2. 農近協の農村青年たち

農近協は1960年に結成され、科学的態度で農業経営を分析し、農協や自治体への要求活動を行う中小農層の男性青年を中心に構成された。彼らは信濃生産大学と連動しながら、第一期「農業経営共同化」、第二期「農業構造改善事業への対応」、第三期「村の学習運動の組織化」といった課題に取り組んだ。参加者の多くは20～30代の就農初期層であり、家族経営の継承や農

業近代化の矛盾に直面するなかで学習運動を担っていた。また、農近協は県内各地の10名前後の学習サークルを基盤とし、地域の実情に根ざした学習と討議を重視した点に特徴がある。青年たちは、農業経営の改善だけでなく、地域の生活問題や自治の課題にも関心を広げていった。

一方で、敗戦後の民主化運動や青年団活動を通じて「政治と生活の結合」を学んだ青年たちであっても、男女間の民主化については必ずしも合意が形成されていなかった。農近協のなかでも、「女性の地位向上を認めれば既得権を失う」危機感と、「村の古さ」からの脱却をめざす新たな価値観が混在していた。こうした伝統的なジェンダー観と進歩的な理念の併存を起点に、農近協の学習運動が展開されていく。

3. 『農近協情報』『農民研情報』に描かれる農村女性

農近協・農民研の記述を精査すると、農村青年が語る女性像は決して単一ではなく、家族の内部で近代化の負担を担う女性、地域の労働現場で搾取される女性、そして生活課題を起点に政治へと踏み出す女性など、きわめて多様であることがわかる。青年たちは、農業経営や政策課題を学ぶ過程で、否応なく女性の生活・労働・行動に触れ、その姿を記述していた。本章では、こうした女性像を三つの領域—家族・労働・地域実践—に区分し、検討する。

3-1 家族のなかの女性

農村青年は、農業近代化の議論を深めるなかで、その負担が家族、とりわけ女性に集中している現実を認識していく。妊娠中の妻が糞尿散布作業に従事し倒れる事例が記録されており、近代化の「しわ寄せ」が女性の身体に及んでいたことが語られている。こうした記述には、農業の合理化が家族内部の性別役割を前提に成立していたこと、そしてその前提が女性の身体的被

害を不可視化していたことが示されている。

1960年代半ば以降、男性の出稼ぎが増加すると、女性は家事・育児に加えて生産労働を担い、生活と生産の双方を一手に引き受けざるをえなくなった。青年たちは、女性が「家計補助」ではなく、家族経営を支える中心的労働力であることを、日常の実践を通じて理解していく。

さらに、活動家の家庭では、男性が学習運動に参加することで女性の負担が増大するという矛盾も語られている。「家庭のなかの貧農」という表現を用いて、女性が家族内部で構造的に不利な位置に置かれていることを示すものであり、青年たちはその矛盾を認識しつつも、運動を優先せざるをえない葛藤を抱えていた。

3-2 働く女性

兼業化の進展により、女性は農業・家事・内職・農協職員といった複数の領域で労働力として動員されていた。農近協の青年は、納屋工場での長時間労働や農協合併に伴う女性職員の差別賃金や雇用打ち切りの問題を調査し、女性労働の不安定性を明らかにしている。これらの記述は、女性が「家の手伝い」ではなく、地域の労働市場に組み込まれた労働者であることを示している。

また、アメリカ脱粉反対闘争を契機に、給食労働者や女性教員の低賃金・超過労働の問題にも関心が向けられ、女性労働の問題が農民の労働問題と地続きのものとして理解されていった。青年たちは、女性労働者が抱える要求（低賃金、身分不安定、健康被害など）が、農民自身の労働問題と共通する構造から生じていることを認識し、女性を「弱者」ではなく「同じ搾取構造のもとで闘う仲間」として位置づけようとしていた。

他方で、たばこ生産費調査における「同一労働同一賃金」の議論にみられるように、青年たちは女性の労働価値を実証的に把握しようとする姿勢も示していた。ここには、女性労働の低位性を前提とする慣行に対する批判的なまなざしが芽生えていたことが読み取れる。

3-3 声を上げる女性

学習課題が地域開発や生活・自治へと広がるなかで、

農村青年は婦人学級や若妻会など、女性たちが生活課題を起点に政治的要求を形成していく姿に注目するようになった。

若妻会による保育園の通年化要求運動では、母親たちが学習を通じて市の財政論理を見抜き、大衆的行動によって要求を勝ち取ったことが報告されている。ここでは、女性が生活世界から公共領域へと踏み出し、地域の制度や政策に働きかける主体として描かれている。その一方で、地域の婦人たちを「運動の支援者」あるいは「拾い上げるべき周辺の声」として位置づける視線もみられた。

このように、婦人学級や母親たちの活動は、青年にとって“生活の現場に最も近い声”として重要視されていたが、記述のなかでは、女性が学習の主体として描かれる場面と、運動を支える補助的存在として扱われる場面が併存していた。

さらに、こうした生活の現場に近い女性が学習・運動に参加することの難しさについても言及されている。女性の学習には「アカ攻撃」など家族の生活に直結するリスクが伴い、青年の学習とは異なる困難が存在していたことが指摘されている。

4. まとめ

本報告の分析から、1960年代の農民学習運動において女性が「不在」であったわけではなく、農村青年の語りのなかに多様な女性像が現れていたことが明らかになった。そこには、家族経営を支える妻や母、農外就労に従事する女性農業者、生活課題を起点に地域運動へと踏み出す母親たちが重層的に位置づけられていた。

青年の語りには、伝統的な性別役割分担が前提として保持されつつも、兼業化や生活運動の広がりを通じて、女性が生産や政治的实践に関わる主体として現れる契機が見出されていた。このように、農村青年のまなざしをジェンダーの視点で読み解くことは、農民学習運動が「農村男性の主体形成史」としてのみ語られてきた従来の理解を問い直し、女性像の多様性を浮かび上がらせるものである。

男女平等・ジェンダー公正をめぐる課題と社会教育の可能性

報告Ⅱ 「ポスト高度成長期における団地の子育て運動—板橋区高島平の経験から」

和田 悠（立教大学）

はじめに

本報告は、木下報告と島本報告を接続する問題関心から、1970年代から2000年代にかけて東京都板橋区で展開した子育て運動と子育て政策の変容を取り上げる。

第一に、1970～80年代の高島平団地における子育て運動について、本田功編『団地の子育て運動——高島平団地の10年』（明治図書、1983年）を主要な分析対象とし、その歴史的経験の意味を検討する。

第二に、同書刊行後の子育て政策の展開について、板橋区公文書館所蔵の行政資料を用いて考察する。

高島平団地では1972年1月に入居が始まり、同年6月には早くも「保育園に入れない子の父母の会」が結成されている。同書は、「高島平10周年」という節目を背景に、団地で展開した子育て運動の経験を当事者たちが回顧した記録である。刊行時点でも運動は継続していたが、高島平団地（高島平2丁目・3丁目）の人口は1980年にピークを迎えており、1982年頃には運動の歩みを一定程度振り返る余地が生まれていたと考えられる。ちなみに、現在の高島平地域の人口は約49,000人で、板橋区全体の約9.1%を占める。区全体の区立保育園は34園で、高島平地域には8園ある。つまりは、板橋区の区立保育園の約23.5%が高島平地域に集中している。板橋区全体を見ると、公立保育園と私立保育園の割合は約1対4で、私立園が圧倒的に優位だが、高島平地域はその割合が2対1で逆転している。こうした数字にも運動の痕跡が見て取れる。

1、分析の視角

同書に書かれた内容を、年表風に紹介するだけでは社会教育の実践史としては成立しない。この点で、「地域社会におけるジェンダー秩序」への着目は有益である。その秩序のなかで運動は展開し、記録の内容もまた規定されている。そう見ることで、記録を資料として分析的に解読することができる。

この点で、高島平の子育て運動は、団地自治会の運動として展開したことが重要である。そして、自治会の主要な役員には、主要政党の区議会議員が名を連ねている。これは現在も変わらない面がある。

『高島平二丁目団地自治会報』が刊行されており、縮刷版が残されている。同書の背景を知りうる資料である。本報告でも活用する。

ポスト高度成長期の団地の子育て運動の歴史的な意味は、その前史である高度成長期の団地のそれとの比較対照で見えることもある。ここでは、私がこれまで研究してきた高度成長期の枚方市の香里団地の事例を念頭に置く。香里団地の場合には、1958年の入居から少し間を置いて、「60年安保」の「声なき声の会」の呼びかけを受けて発足した「香里ヶ丘文化会議」が保育所づくり運動の母体となり、その後民主団体とも連携を深め、学童保育所づくり運動と幼稚園全入運動が並走し、病児保育所づくり運動へと連続的に展開した。このように香里団地の場合には、切れ目のなく運動は連続したが、順次性があった。それに対して高島平団地の場合には、団地も高層化し、入居者数も多く、同時多発的な諸運動が展開した。言うなれば「圧縮された」子育て運動であったように思われる。

なお、原武史『団地の空間政治学』（NHK出版、2012年）は、香里団地から高島平団地へという図式で、コミュニティ意識の希薄化、脱政治化、私化の昂進を論じている。だが、原の主観が強く出ており、外部からの意味付与が過剰だと考える。私の場合には、運動の担い手へのインタビュー調査を行ない、担い手の人生において保育所づくり運動の意味を考えてきた。原にはこうした発想は希薄に思われる。民主主義の問題を政党や政治意識の配置の問題ではなく、主体形成と関わらせて内側から動態的に考究する点に社会教育史研究の固有性はあると考える。

2、運動の特徴と1980年代の転換

同書の分析を通じて見えてきた、高島平団地の子育て運動の特徴について3点指摘したい。

1 点目は、保育所づくり運動に共通する特徴と言えるだろうが、行政に民意を反映させる民主主義の実践という性格である。保育所の増設や長時間保育の実現は、行政との粘り強い交渉と葛藤のなかで不十分ながらも勝ち取られる。その過程自体が、住民にとっては、行政の現実と直面し、身近な生活に直結する行政の質を問題にし始め、あるべき自治とは何かを考える経験となる。

2 点目は、地域社会と学校教育の関係についてである。同書の編者である本田功は教職員組合運動に熱心な、高島平在住の小学校教師であった。本田は、教師である自身が、地域で発言し「政治的」と見なされる活動に加わることへの逡巡が当初はあったという。しかし、運動への参加を通じて、教師もまた地域の一員であり生活者であることを自覚させられた。そして、職場の運動とは異なり、多様な意見が飛び交い、粘り強く話し合いが行われる経験を新鮮に受けとめ、自らの人間としての幅も広がったと語っている。学校教師が地域の住民運動に参加し、そこで受け取る経験の意味はことのほか大きかった。

また、中高生にとっての「居場所」の問題も同書では指摘されている。団地内「青少年センター」の建設や近隣の大東文化大学の施設の青少年への一時開放の要求も上がっている。いずれも実現しなかったが、運動のなかから生まれた「現実」的な要求であり、現在からすればその先駆性を評価したい。

3 点目に、〈男〉の運動であったことである。まずもって同書の執筆者の圧倒的多数は男性であった。同書には、男性から見た母親（妻）は語られているが、母親の声や現場の保育士声を聴くことは難しい。男性が運動経験を代弁することは自明視されていた結果なのか、自治会運動としての性格があり、そこでのジェンダー秩序の反映なのか。運動の実際と記録のあり方とのズレを意識する必要がある。

ここで検討すべきは、保育要求を抱えていた「共働き」夫婦にとっての「共働き」という生活・労働経験の意味である。「父母の会の会合や行事のために休暇を取り残業をやめる父親は珍しくなかった」と、地域住民で教育社会学者でもある著者の一人の岡崎友典は記している。そうであるならば、夫婦の役割分担の見直しや会社での働き方の問い直しにつなが

る契機が運動にあったのだろうか。

私の香里団地の研究では、運動経験による男性性の問い直しを論点にしている。だが、私の認識の更新も手伝っているのかもしれないが、高島平団地の場合には、運動空間が男たちのサードプレイスであって、ジェンダー規範の問い直しという課題を意識化していない印象がある。また、自治会の「穏健」的な合意の民主主義は、同時代にあって「高島平闘争」とも呼ばれた「保育労働」をキーワードにした保育者による職場の労働条件の向上運動と共鳴・共振することもなかったように思われる。地域社会に民主主義をめぐる相克があったと言い換えられる。

1980年代半ば以降、運動を可能にした条件がなくなる。保育所の一定の整備により待機児童問題は緩和され（再燃は2010年代）、インフラ整備に伴う共同の必然性も弱まった。教室不足問題の時代は去り、進学志向ゆえの高島平からの越境入学も見られるようになる。1991年1月の『東京新聞』連載「主婦が消えた」第一部「高島平団地20年」は、20年前にあった地域の人間的なネットワークが見えなくなり、多くの女性たちが働きに出ている現実を報じた。

3、社会教育的な子育て論の消失

同書刊行後の板橋区の子育て政策を概観したい。

1980年代の板橋区では、教育委員会社会教育課が『子育て講座』を実施し、そのテキストが刊行されていた。発達の専門家とともに子育て政策に関わる区職員も執筆者として登場している。誌面からは、板橋区の各部署が連携し、子育ての社会化に行政として責任を持つとする姿勢が伝わってくる。また、受講者をつなぐ通信『子育て通信 すくすく』が同課から1985年4月に創刊される。

しかしながら、生涯学習体制への移行のなかで、1997年に『すくすく』の発行は児童女性部女性青少年課へ、2004年に男女社会参画課へと発行元が移管され、2005年秋・冬号で公刊が途切れる。紙面にも変化があり、最初の段階にあった「子育て」の社会性や公共性、社会教育（自己形成）との接点は見えにくくなる。社会教育的な子育て論の解体である。

心理学化した子育て支援言説からは、子育て運動の歴史的経験への認識意欲は湧きにくい。子育てを通じての社会形成という民主主義の課題や記憶もまた置き去りにされることになったように思われる。

男女平等・ジェンダー公正をめぐる課題と社会教育の可能性

報告Ⅲ「地方都市における女性の学習をめぐる論点」

島本 優子（徳島市役所）

1. 本報告の背景

日本社会教育研究学会における「ジェンダー」視点に連なる研究は、長い間「婦人教育」、「婦人問題学習」、「女性問題学習」という用語を問題把握の基軸とし、そして実践分析の鍵概念として蓄積されてきた（日本社会教育学会編, 2001『ジェンダーと社会教育』東洋館出版社：10）。例えば、東京の国立市公民館では、託児を通して育児期の女性が置かれた自身の状況を見つめる講座や「私にとっての婦人問題」を考える講座が継続的に行われてきた。

このように、主に都市型公民館をはじめとする公的な社会教育施設における「女性問題学習」が議論の軸であったのは、都市部に人や物をはじめとするあらゆる資源、大学を中心とする知が集中し、その中で議論が行われてきたからだと言える。

しかしながら、地方においては、いまだに固定的な性規範や性別役割分業が根強い中で、様々な社会資源が乏しく、女性が自分自身の直面する課題について学ぶ場が充分ではない現状がある。そこで、首都圏以外の地域の実情と地域間の差異を視野に入れて行われた、本プロジェクト研究の2025年度研究大会での議論等も踏まえながら、本報告では地方に焦点を当てる。学問や研究上の議論と実際の生活における実情とは乖離があるが、その乖離は地方においてより明確に表れている。これまでの社会教育学研究において、十分に議論されてこなかった地方における女性の学習をめぐる実情について検討する。

2. 本報告の目的

本報告では、「地方」自治体と社会教育の実情を押さえながら女性の学習をめぐる論点を整理し、そこから報告1及びⅡとの関係を探ることを目的とする。具体的には、次の2点について示す。

1 点目は、本プロジェクト研究では、地方における取組みに焦点を当てた研究会（2026年2月に香川県で開催）を行なった。そこで示された現状や課題

を踏まえて、地方における女性の学習をめぐる論点を提示する。2 点目は、こうした地方における女性の学習の固有性を踏まえつつ、異なる時代や地域における実践（報告1及びⅡ）とどのような共通点や差異があるのかについて検討する。

3. 研究会の概要

本プロジェクト研究では、2026年2月に香川県において研究会を開催した。その研究会では、香川県における男女共同参画政策等の取組みについて、NPO法人等で代表を務める2名の方にお話を伺った。

3-1. 中橋恵美子さんのお話

1 人目は、認定NPO法人わははネット理事長の中橋恵美子さんである。中橋さんは、関東で結婚出産した後、香川県に帰郷。子育ての不便さを感じ、1998年に子育てサークルを設立した。翌年には当時珍しかった地域の子育て情報誌を創刊し、話題になった。

文科省の事業にも関わり、子育て中の父親が子連れで買い物をして過ごす企画をたてた際には、父親がおむつ替え等で困る様子がメディアで取り上げられ、子連れでも利用がしやすいように商店街のトイレや歩道の整備が進んだという。

サークルをNPO法人化し、現在では、子育て広場やひとり親家庭への支援事業等を展開している。香川県内で複数の子育て支援の拠点を運営しているが、ひとり親の方やダブルケアをしている方の相談の日を設けると、そうした自身の状況を「知られたくない」という思いから、あえて遠方の拠点に相談に来る事例も見られる。様々な状況にある方を支援するため、2022年にオープンさせた「讃岐おもちゃ美術館」では、多胎児や医療的ケア児を対象とした無料開放の取組み等も行っている。

3-2. 徳倉康之さんのお話

2 人目は、NPO法人たかまつ男女共同参画ネット理事長の徳倉康之さんである。関東でサラリーマンとして働いていた徳倉さんは、2009年に長男が誕生

した際、当時は珍しかった男性の長期育休を取得し、会社から大きな反発を受けた。2011年の東日本大震災を機にNPO法人に転職し、その後香川県高松市にUターンした。

昨年理事長に就任したNPO法人たかまつ男女共同参画ネットは、指定管理者として高松市男女共同参画センターを運営しており、相談業務（就労相談、心の相談）は地域のセーフティネットになっている。職員の給与や勤務時間等の待遇改善が課題であり、市との交渉により指定管理料の引き上げや稼働実績をもとにした開館時間の見直しを実現してきている。

4. 研究会を踏まえた論点

以上のような研究会を踏まえ、地方における女性の学習をめぐっては次のような論点が挙げられる。

4-1. 国の政策と地方の関係

1点目に、地方では、国の動向をいち早くつかみ、情報と予算をいかにとってくるかの競争を強いられている現状がある。しかし、一方で、国も地方の第一線で活躍する実践者の活動を把握したり、意見を聴取したりしたいと考えている。実際に、中橋さん、徳倉さんともに様々な省庁の委員を歴任して国の政策に関与し、そこで得られた様々な情報や知見を活かして、地元での実践を展開している。このように、地方をめぐっては、国からの搾取や強いられる競争、政策の押しつけといった側面と、それだけではなくその現状の中で地方の実践者がしたたかに国と関わっている側面の両方をとらえる必要がある。

4-2. ビジネス的な手法の戦略的な導入

2点目に、社会教育や男女共同参画等の領域においては、従来のジェンダー構造に規定される非正規雇用の問題や、その中でのやりがい搾取の問題が指摘されてきた。地方においては、都市部と比べて経済状況が悪く、不利な状況にある中で、むしろより一層経済合理性が追求される傾向がある。中橋さんや徳倉さんのように高い能力と強いリーダーシップを持つ代表者が、ビジネスの手法を戦略的に取り入れながら団体を運営することが求められており、実際に様々な待遇改善を実現してきている。

4-3. 地方特有の課題を背景にした女性の孤立

3点目に、地方には、生活圏の狭さ、匿名性の低さ、資源の少なさ、それらに伴う「場によって話することができる内容が規定されること」等の特有の課

題がある。中橋さんのお話からは、単に「女性が自身の生活課題を踏まえて学ぶ場がない」ということではなく、仮に自分の生活圏内にそうした場があったとしても、生活圏であるからこそ参加できない、といった問題が生じうることが推察される。それが女性をより孤独な状況に追いやっており、それに対する様々なアプローチが試みられている。

4-4. 「地方」や「女性」といった枠組みの中での主体間の対立や葛藤

4点目に、「女性」も「地方」も決して一枚岩ではなく、それぞれの枠組みにおいて、様々な主体と主体との間の対立や葛藤がある。それは都市部でも同様であるが、固定的な性規範や性別役割分業、「標準的」な労働者像等が（崩壊していると同時に）いまだに根強い地方においては、主体間の差異が、より対立や葛藤として顕在化しやすいと言える。そうした現状の中で、模索しながら実践が行われている。

5. 報告Ⅰ及びⅡとの関係

報告Ⅰ及びⅡとの関係については、各報告を踏まえて当日の投影スライドで示す予定だが、あらかじめ想定される点として次の2点について述べておく。

1点目は、男性に関わる点である。報告Ⅰ、Ⅱのいずれも、分析対象とした記録の執筆者は男性であり、女性の生活世界を理解しようとしたり共に運動に取り組んだりする一方で、ジェンダー規範や男性の特権の問い直しには限界や課題を残している。本報告で取り上げる研究会においても、それぞれ別の観点からではあるが、「男性の声は聞かれる（意見が影響力を持つ）」ことへの複雑な心境が語られており、ジェンダーをめぐる学習実践が地域社会のジェンダー秩序やその中で特権を持つ男性をどのように変えようのかが論点となる。

2点目は、経済合理性の追求が様々な公的領域に及び、人びとが個人として競争に駆り立てられる中で、社会教育実践はどうあるべきかという点である。報告Ⅰでは近代化に伴う諸矛盾について、報告Ⅱでは生涯学習体制への移行の中での社会教育的な子育て論の解体について触れられている。本報告で取り上げた現代の地方における実践では、こうした状況がより顕著であり、公的な政策が個人の能力主義を前提とした競争を後押しする中で、社会教育実践の展望をどう描くことができるかが課題となる。



会場校企画「平和を学び、語り合える場をどうつくるか？」----- 13:00 ~ 15:00

司会・コーディネーター 萩原 建次郎（駒澤大学）

報告1 「川崎市平和館の取り組みから」

暉峻 僚三（駒澤大学非常勤・川崎市平和館）

報告2 「せたがや未来の平和館の取り組みから」

宮阪 和則（せたがや未来の平和館）ほか

コメンテーター 歌川 光一（聖路加国際大学）

開催趣旨 現在、世界各地で大規模な紛争や侵攻、戦争が起こり、日本においても「戦争」という言葉が身近な話題となってきている。一方、日本社会においては個人化が進み、互いの気持ちを安心して語り合える機会や場、人間関係を取り結ぶことも困難になりつつあるように思われる。そうしたなかで、子どもや若者も含め、私たちが身近に平和を学び、語り、考える機会や場はどれだけあるだろうか。このような問題意識のもと、今回の会場校企画を発案した。

本企画では、川崎市平和館および世田谷区せたがや未来の平和館の取り組みについて、両館の職員からご報告いただく予定である。両館は、平和学をベースに、足元の平和・非平和からグローバルな平和問題まで、幅広く事業を展開している。また、戦争に関する展示企画だけでなく、積極的平和を展望し、人権、ジェンダー、多文化共生など、さまざまな角度から平和を考えるワークショップなども行っている。

そのような取り組み事例を手がかりに、平和を学び、語り、考え合える場をどのようにつくっていけるのか、参加者と共に考える機会としたい。

報告Ⅰ 平和学的＋参加型＝社会の主役が集う場

——平和学的に捉え直した平和教育を参加型アプローチでやる意味——

暉峻僚三（駒澤大学非常勤 川崎市平和館）

はじめに

私は普段、「平和」というエリアを中心とする生活を送っている。なんだか、まどろっこしい書き方ではあるが、具体的には、大学で平和学や平和教育、レイシズム、正義論、などを教える傍ら、川崎市の平和啓発施設で、戦争や武力紛争、弾圧、平和とメディアの関係、環境問題、貧困、差別などを平和の問題として考える常設展示や企画展示の制作や、学校や自治体からの依頼でこれらをテーマとしたり、平和や平和ではないことの概念自体をテーマとする参加型のワークショップを実施したりしている。

これを見て「おや？武力紛争や戦争はわかるけど、環境、貧困、差別、レイシズム、正義が平和？」と思われる方もおられるだろう。

実は私のエリアである「平和」と一般的に言われる「平和」の間には若干の違いがある。

一般的に言われる「平和」とは戦争・戦火がない状態を指している場合が多く、戦争の反対語として

「平和」という言葉が使われている。例えば、行政における「平和施策」は、日本における過去の戦争の犠牲者の追悼や祈念行事、地域の戦争の記憶を継承する資料館の運営、広島・長崎のヒバクを踏まえた核廃絶に向けた活動などが一般的だ。また、学校教育の場は、学校が所在する地域にあった過去の戦争に関して調べたり、戦争体験者の話を聞いたり、修学旅行で広島や長崎、沖縄を訪問するための事前学習や、訪問することを平和学習・教育と位置付けていることも多いだろう。

つまるところ、日本における平和行政や平和教育は、戦争の対義語として考える「平和」よりもさらに狭い、過去日本が関わった戦争によりもたらされた痛みの記憶を継承する活動を内容とするものが多いのではないかな。

もちろん、過去の戦争でもたらされた痛みの記憶

の継承も、痛みの記憶を苦い教訓として、平和を建設する社会を建設するという意味では、大変重要な要素であることは間違いない。

しかし、私のエリアとする「平和」は、日本の行政や学校教育で主に使われているそれに比べると、幅の広い範囲を射程とし、平和学と呼ばれる学問と大きなつながりを持つ。

1 簡単にいうと平和学とは・・・

平和とは戦争がない状態であると、という認識は歴史的に広く共有されてきたし、現在も共有されている。しかし、1960年代後半、スガタ・ダスグプタというインドの平和研究者がそのことに異議を唱えた。ダスグプタは、戦争が起きていない現状をもってして平和と呼ぶことは、旧宗主国などのいわゆる経済的先進国によって引き起こされてきた、貧困、飢餓、差別、抑圧などに苦しむ人々がいる社会を、そのことを知りながら平和と呼んでいることになり、欺瞞であると問題提起した。そして、このような状態は、戦争状態にはなくとも「非平和 (Peacelessness)」な状態と呼んだ。

ノルウェーの平和研究者、ヨハン・ガルトゥングは、「暴力」という言葉で平和でないこと(非平和)を説明した。現在の平和学は、ガルトゥングを理論を直接の出発点としているといっても過言ではない。

暴力と聞くと、殺す、殴る、蹴るといった肉体的な暴力や、他者に酷いことを言うなどの「言葉の暴力」を思い浮かべる方も多いだろう。平和学においても、もちろんこれらは暴力だが、暴力の一つの形だと考えられている。一般的にはこれら＝暴力と理解されていることを考えると大きな違いであり、肉体的であれ、精神的であれ、暴力の行為主体が可視の暴力を平和学では直接的暴力と呼んでいる。

一方、行為主体が見えなくとも、社会の構造そのものが、人間の尊厳ある生を損なっている非平和もある。例えば、地球温暖化は、日本社会においても、大雨や洪水の頻発、危険な高温になる日の急増により、熱中症による死者の増加、家を失うなど暮らしを奪われる人の増加など、深刻な問題となっている。温暖化は、人類が化石燃料を使った大量生産・大量消費社会、産業化に伴う大都市集中社会の標準化を世界規模で進めてきたことで悪化の一途を辿っている問題なので、人為的な行為によって生み出される非平和である。だが、死亡した人や暮らしを奪われた人など、安全な暮らしを深刻に脅かされている人など、被害者は見えても、じゃあいったい、誰がたくさんものを作ったのか、誰が大都市に固まって住もうと言い出したのか、特定することはできない。温暖化は社会の構造そのものが生み出している問題であり、社会の構造が、非平和を生み出していれば、その社会の構造が暴力であると考えるのが、平和学の特徴と言える。社会の構造が暴力なので「構造的暴力」呼ばれている。

そして、平和学では、直接的暴力や、構造的暴力を正当なもの、不可避のものとして捉える言説や集合的な感情、無関心などを、暴力を支える暴力として提起している。例えば、「外国人は出て行け」は明らかなヘイトスピーチだが、含意として「日本は日本人(?)のものだから、出ていくべきだ」というなんともおかしい正当化の集合的言説がある。こういった集合的言説、感情は文化の中に埋め込まれているので「文化的暴力」と呼ばれている。

こうして、平和学的な視点で社会を見ると、世の中で社会問題と呼ばれているものの多くは「平和問題」であることになる。

このような、平和学的な視点は、自治体などの公的な主体における平和の啓発、そして平和の礎でもありモノサシともなる人権の啓発とは、相性が良いのではないかと考えている。

2 平和学的な平和教育・啓発の方法としての参加型

平和学的な視点での平和教育や啓発の場は、社会を作る主役が語り交わす場の創出ということでも

あり、私はそのための方法として、参加型の手法を使うことが多い。民主的な社会で、社会を作る主役である一人ひとりが、包括的な視点で社会の非平和を感じ、考え非平和の平和への転換を模索するためには、もちろん講義型の場も必要なのだが、どうしても非平和を「自分たちごと」として捉えることに難しさが伴う。

その点、知識や理論的な要素の伝授ではない、参加型の方法は、非平和を自分たちごととして、捉えやすく、その非平和を平和に転換して、どのような社会にしたいのかも若干ではあるがイメージしやすくなる。

例えば、武力紛争を例にとると、実際に起こっているケースを講義型の場を通じて理解するには、高い関心や、一定の予備知識を必要とする場合が多い。しかし、ロールプレイなど参加型の方法を使うと、フィクションのストーリーの中で、自分が役割を演じることで、予備知識なしでも、自分の立場や集合的な感情、敵対心、異なる立場への共感などを感覚として掴むことが比較的容易である。

私は、包括的な非平和という視点で、参加型の手法を使ったワークショップを実施することがあるが、社会教育の現場からも、学校教育の現場からも、このような平和教育には一定のニーズがある。

平和学的な平和教育は、「戦争はいけない教育」のみではない、環境問題、差別、抑圧、貧困など、自分たちの暮らす社会の非平和を包括的に捉える平和教育を志向でき、様々な社会問題を、非平和という一つにつながった塊として考えることを可能とさせてくれる。

私たちの暮らす社会にはどのような非平和が存在し、そしてそれらを解消してゆく社会のありようを模索してゆくにはどうすればよいのか。そのような平和を語り交わす場の創出は、社会を作る主役である一人ひとりが、平和の建設を实践する場の創出でもある。

報告Ⅱ 「平和 x 資料館」を社会教育しよう

——せたがや未来の平和館の実践——

せたがや未来の平和館（世田谷区立平和資料館）

宮阪和則、諸橋晶子、ファンユーシャン

はじめに

日本国内の多くの平和資料館は、アジア太平洋戦争の歴史を伝える資料を中心としているが、せたがや未来の平和館（以下、平和館）は戦争の特定の側面をテーマとしておらず、また世田谷には空襲など狭義的な戦争被害は比較的少ないことから、郷土史的意義のある資料も他館と比べて多く持っていない。そのため、博物館で主の目的とされる収集・保存・調査などは別で、平和を考えるヒントになる普及啓発施設としての位置付けも大切にしている。ここでは、せたがや未来の平和館が果たそうとしている広義的な社会教育的役割を紹介する。

1. セタがや未来の平和館とは

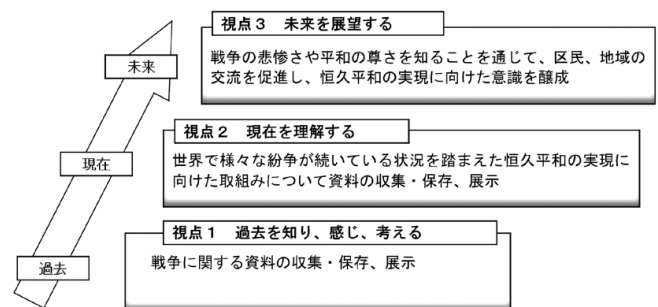
世田谷区は 40 回目の終戦の日にあたる昭和 60（1985）年 8 月 15 日に、平和都市宣言を行った。その宣言から 30 周年の節目に、せたがや未来の平和館は、玉川小学校の平和資料室から、緑豊かで平和のモニュメントのある世田谷公園内に移り、開設された。

平和館では、過去の出来事を身近に感じ、平和の大切さを実感すること、そして平和について「知る」だけでなく、自分の考えを「伝える」ことを大切にしている。また、来館された方の感想や意見を共有し合う場を設けることで、それぞれの平和への思いがつながり、広がっていくことを願っている。

さらに、戦争のない状態にとどまらず、災害や貧困、人権、環境問題など、私たちの暮らしにかかわるさまざまな課題もまた、平和のあり方と深く関わっている。こうした視点から、平和館では「災害と平和」「ジェンダーと平和」「SDGs と平和」といったテーマの企画展を開催し、幅広い角度から「平和とは何か？」を考える取組みを行ってきた。

これからも区では、世田谷という地域の特性を活

かしながら、過去の記憶を未来につなげ、平和について多様な視点から学び、考え合う場として、ほっ



とする場所として平和館を運営していく。

せたがや未来の平和館の目標

2. 常設展示で目指しているもの

平和館では実物や証言などの資料を大きな歴史の流れを証左する補足的なものとせず、資料自身から読めるメッセージ性や、その背景にある議論や展示される経緯を意識して展示を構成している。

展示物の例として、戦時中の食事を再現した模型がある。すいとんに煮干や青菜が入っているなど、よくイメージされる戦時中のひもじい食事よりも豪華で、体験者からもおかしいと言われたことがある。そこでキャプションを通して「食材が良くなったから色がどうしても再現できなかった」という制作当時のエピソードも紹介し、解説時には「戦時中の食事みたいです皆さんどう思いますか？」と問いかけて「おいしそう」という意見を拾って「そうですね！実は…」と応答するようにしている。

証言に関しては、世田谷の地域性を意識しつつ、あえて多様な体験を紹介している。大きな世田谷区の地図に証言が体験された場所にアイコンを置き、アイコンの番号から各コーナーで証言を見つけて読める展示にしている。特に総力戦にはすべての人々が戦争に巻き込まれたし加担もした特徴があり、平和館ではその時代を生きた体験全般を戦争体

験として広義的に捉えている。例えば、農村地帯で空襲被害が少なかった烏山地域の証言に、夫が戦死した後に配給の受取で「男はおらんのか」と言われて悔しかった話があった。あえてこの証言を取り上げるにより、「戦争で男が亡くなりそれで女は大変だった」だけで終わらせない戦時の制度とジェンダーの構造が交差する部分を表現している。

また、世田谷区赤堤に墜落した米軍機 B 29 と乗っていた米兵を目撃した証言を、墜落した時の破片に合わせて紹介している。憲兵に連れていかれようとした若い米兵に対して「自分の息子と同じ年齢だ」という共感を持った母親の話や、米兵の死体を見物感覚で地域の人々が見に行った話から、「初めて敵の顔／他者を見た時にどう思うか」という、今日的な差別と世界の戦争・紛争にも通じるエピソードとして見せている。

さらに常設展示室のものとパネルに限らず、様々な区民の利用を想定し、展示を作成している。多くの公園利用者がトイレ利用目的で入館していることから、トイレの中では疎開時に下痢した子どもを密告する「トイレのスパイ」というエピソードを紹介し、それをきっかけに常設展示に興味を持ったというコメントも複数寄せられた。

歴史的事実や戦争の実相を資料や実物が伝えてくれるとするならば、それに一人ひとりの見学者が耳を傾けて自分なりに理解することで、はじめて平和について考えることが成立する。そういう意味で、専門員による展示作りと解説は、資料と人をつなぐ役割を持つと考えている。

3. 「へいわのひろばづくり」で目指していること

世田谷公園の中にあるため、平和館には家族連れ、小さなお子さん連れもたくさん来館している。多目的室を「へいわのひろば」として開放し、平和に関する絵本を部屋全体においてあり、椅子やマットに座ってゆっくり読めるようにしている。他にも、平和を考えるきっかけとなるボードゲームで遊べるコーナー、映像を見られるコーナーなどがあり、それらを敢えて整然とではなくバラバラに配置することで、訪れた方々がリラックスして過ごせることを目指している。また、平和へのメッセージを書いて「平和の木」や「平和のガーランド」に飾るコー

ナーも広くとってあり、この部屋をあたたかい雰囲気になっている。

「へいわのひろば」は、誰もがを見つけられる平和の種がいっぱいある場所を目指している。訪れた人それぞれの心の土壌に、ここで見つけた種がそっと芽を出すきっかけとなる空間づくりをしている。

もう一つ目指していることは、平和を語り合える場である。

昨今、「平和」について語り合うということが難しくなっている。一方で、世界情勢、戦争や紛争、国内の様々な社会問題など、受けとめきれない情報量と内容で、モヤモヤした気持ちを抱えており、どうにかしたいがどうにもできない歯がゆさを一人ひとりが抱えていると思われる。そんなモヤモヤなども語り合える場を作るために、「へいわのひろば」では、読書会やボードゲーム会を開催している。イベントがあるときはもちろん、ないときもここに来れば自由に語り合える場を目指している。

平和を語り合える場は訪れた人同士だけのものではない。教育を「共育」と言い換えてみるとしたら、平和館の「共育」は、職員同士でよく議論したり、館にかかわってくださる方々との交流などを通して学び合い、平和を考えていることである。

かつて戦争体験の語り部の故・中村昭三さんは、平和館のことを「昔のお寺みたいな存在ですね」と表現してくれた。お寺みたいな存在とは、人々が寄り合って語り合ったり、学び合ったりする場というようなニュアンスのようで、館の目標を示してくれたのだと思う。

おわりに

最近常設展示室では、疑問に思うきっかけになる問いかけを設置しており、またイベントとして、公園内にあるプレーパークとの連携や詩人の方とのワークショップなど新規企画を予定している。胸をわくわくさせ、固まってしまう脳みそをやわらかくするような企画を通して、平和を皆と一緒に学び合う可能性の多様化を目指している。

①社会教育施設概念の再検討（その3）

コーディネーター

姉崎 洋一（北海道大学名誉教授）

石川 敬史（十文字学園女子大学）

生島 美和（帝京大学）

金子 淳（桜美林大学）

栗山 究（法政大学非常勤）

瀧端 真理子（追手門学院大学）

長澤 成次（千葉大学名誉教授）

報告者

篠原 佑典（臨済宗円覚寺派宗務本所学芸員・元めぐろ歴史資料館研究員）

開催趣旨 社会教育施設の法制度が揺らぐ今日、その概念そのものを問い直し、豊饒化する必要がある。今回は、施設の統廃合や縮小移転が進行する目黒区で、学芸員、社会教育主事、社会教育指導員そして市民が、地域の社会教育活動の蓄積に目を向け、学習会や調査を通じて行ってきた、資料の保存と活用の展開について報告いただく。この事例から、社会教育施設が持つ公共性、住民自治を創る学びの組織化や保障について議論を深めたい。

②人口減少社会における「高等教育と生涯学習」再考3 ―学び直しの文化を地域に―

コーディネーター 村田 和子（和歌山大学（名）） 出相 泰裕（大阪教育大学）

報告者 三宅 睦美（信州大学）

堀本 麻由子（東洋大学）

コメンテーター 上原 直人（名古屋工業大学）

小栗 有子（鹿児島大学）

開催趣旨 今回のテーマは、高等教育を活用した学び直しの文化を地域にいかにより創り出していかれるか、である。焦点を当てるのは、産官学金の連携を視野においた職業人としての学び直しである。社会教育研究の領域では、これまで対象化してこなかったテーマであるが、中央と地方、大企業と中小企業、私立大学と国公立大学等の関係を軸に据えることで、高等教育機関の果たすべき役割や取り組むべき課題について、事例に基づき多角的に検討する。

③アカデミズムにおける社会教育実践家・研究者への抑圧・排除メカニズム

―大学・学会のガバナンスと倫理をめぐる構造的問題に切り込む―

コーディネーター 出川 真也（NPO 法人里の自然文化共育研究所）

報告者 岡山 茂（早稲田大学名誉教授・日仏教育学会会長・大学評価学会顧問）

開催趣旨 社会教育研究は、実践家と緊密な関係にあると思い込まれてきた。だが実数を見ると、大学教員や、社会教育職員養成を標榜する研究団体等で、実践家といえる者の割合は2割に満たず、実践家排除の構造が存在する。

本テーブルでは、社会変革を志向する実践家研究者への抑圧とどう向き合うか、アカデミズムのガバナンスと倫理、本来的使命とは何か、フランス大学研究の知見から話題を提供し、社会教育実践家研究者の復権の糸口を探る。

④新自由主義から降りるユースワーク ―社会教育・学校実践との対話から可能性を探る―

コーディネーター 両角 達平（日本福祉大学）

報告者 両角 達平（日本福祉大学）
田中 亨（園田学園大学）
阿比留 久美（早稲田大学）

開催趣旨 本ラウンドテーブルは、日本における新自由主義から降りるユースワークの可能性を検討することを目的とする。近年、若者支援は自己責任や能力形成を強調する政策枠組みの影響を受けてきた。本企画では、社会教育研究の視点、北星学園余市高等学校での実践経験、ユースワーク研究の理論的検討を持ち寄り、若者の自由や主体性を支える実践のあり方について議論する。

⑤子ども・ユースワークの専門性の構造とは

—子ども・若者支援に携わる専門職の力量形成と研修等のあり方（9）—

コーディネーター 生田 周二（奈良教育大学） 水野 篤夫（ユースワーカー協議会）
川野 麻衣子（北摂こども文化協会） 帆足 哲哉（広島国際大学）

報告者 生田 周二（奈良教育大学）

開催趣旨 本年度から4年間、科研費による研究「子ども・若者支援における「専門性の構造」の解明—構造分析に基づく提案—」を展開する。子ども・若者支援は、多様で複雑な課題に直面する中で、従来の知識・スキル・価値観だけではなく、「センス」を含めた専門性の全体像を理論的に解明することが求められている。今回は、支援者の専門性を「基礎」「対象世界」「支援アプローチ」で構成される仮説モデルの検討を手始めに考え合いたい。

⑥社会教育現場における差別事象と学習

コーディネーター 上杉 孝實（京都大学名誉教授）

報告者 森 実（大阪教育大学名誉教授）

菅原 智恵美（大阪公立大学人権問題研究センター特別研究員）

開催趣旨 さまざまな社会教育現場で差別言動やハラスメントなどが発生し、対応が問題となっている。それらの事象を「個人の問題」ではなく、「組織の問題」として捉え、新たな学習活動へと結びつけることが求められている。このラウンドテーブルでは、大阪での識字の現場をめぐる取り組みを報告し、組織的対応のあり方と、学習活動創造への結びつけ方をめぐる試行錯誤を紹介する。報告を呼び水として各地の取り組みや考え方を交流したい。

⑦社会教育士の能力尺度の開発

コーディネーター 三宅 隆史（立教大学）

報告者 倉持 伸江（東京学芸大学）

荻野 亮吾（日本女子大学）

コメンテーター 渋谷 かさね（静岡大学）

田中 梨絵（天理大学）

若園 雄志郎（宇都宮大学）

開催趣旨 社会教育士の養成・研修に関する議論が活発だが、その能力評価の尺度開発は遅れている。この課題をふまえ、社会教育士の3つの能力（ファシリテーション、コーディネーション、プレゼンテーション）の構成要素に関して社会教育研究者・実践者への意見聴取を行い、尺度の暫定案を開発し、全国9大学の協力を得て311名の課程履修者に対する質問紙調査を実施した。調査分析の結果をもとに開発した社会教育士の能力を測定する尺度案について議論したい。

2026 年度日本社会教育学会六月集会要旨集

発行日 2026 年 5 月 29 日

編集・発行 日本社会教育学会事務局

〒189-0012 東京都東村山市萩山町 2-6-10-1F

E-mail : jssace.office@gmail.com <https://www.jssace.jp/>

【会費等納入先】

ゆうちょ銀行 振替口座 00150-1-87773 (口座名：日本社会教育学会)

他金融機関からの振込用口座番号 〇一九(ゼロイチキュウ)店(019)当座 0087773